

住宅用火災警報器は設置しましたか？

いつから設置しないといけないの？

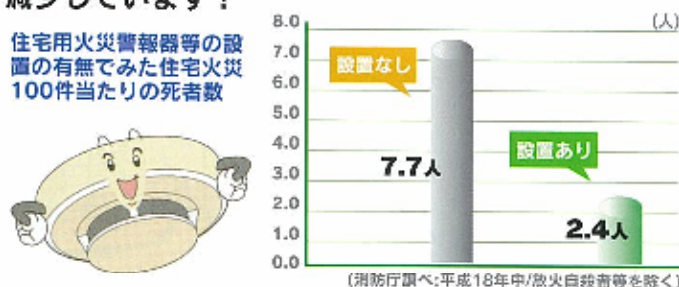
羅臼町では平成23年5月31日にすべての住宅に設置が義務付けられました。
ですからあなたのお宅にも**すでに住宅用火災警報器の設置が必要**となります。

なぜ火災警報器が必要なの？



住宅用火災警報器等の設置により**3分の1**程度に減少しています！

住宅用火災警報器等の設置の有無でみた住宅火災100件当たりの死者数



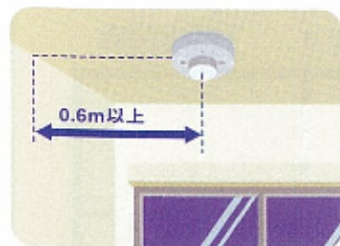
家のどこに取り付けばいいの？

火災警報器の基本的な取り付け場所は、**少なくとも寝室と、寝室が2階などの場合は階段にも設置が必要です。**
(寝室が1階の場合は、1階階段や廊下への設置義務はありません。)

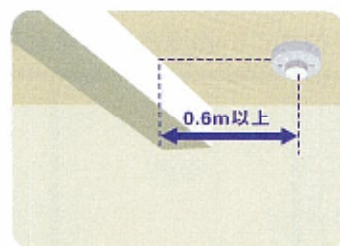


取り付け方は？

●天井に設置する場合



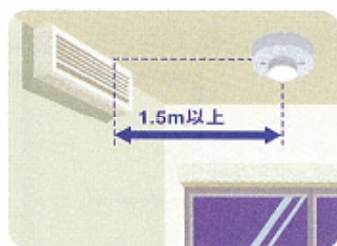
警報器の中心を壁から0.6m[※]以上離して取り付けます。



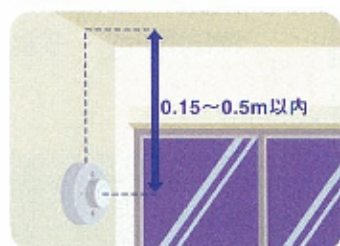
梁などがある場合は、梁から0.6m[※]以上離して取り付けます。

※熱を感知するものは0.4m以上離して取り付けます。

●壁に設置する場合



エアコンなどの吹き出し口がある場合は、吹き出し口から1.5m以上離して取り付けます。



警報器の中心が天井から0.15～0.5m以内の位置に取り付けます。

どこで売っているの？

消防設備販売店やホームセンター、家電量販店などで取り扱っています！



悪質な訪問販売にご注意！

住宅用火災警報器等の設置義務化を契機として、不適正な価格・無理強い販売などを行う業者にご注意ください。(火災警報器は、クーリングオフの対象です。)

お問い合わせ先

羅臼消防署予防課予防係

☎ 0153-87-2119

住宅用火災警報器相談室

フリーダイヤル 0120-565-911